

国見町監査委員告示第16号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、例月出納検査を実施したので、同条第3項の規定に基づき、その結果を次のとおり公表します。

令和5年8月31日

国見町監査委員 佐藤 徳正

国見町監査委員 穴戸 武志

1 基準に準拠している旨

監査委員は、国見町監査基準（令和2年4月1日施行）に準拠して検査を行った。

2 検査の種類

例月出納検査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定による検査）

3 検査の対象

令和5年度7月分の一般会計・特別会計、令和5年度7月分の水道事業会計・下水道事業会計、基金等に係る計数の確認並びに現金及び預金等の管理状況。

4 検査の着眼点

- (1) 計数の確認。
- (2) 現金残高等の確認。
- (3) 書類審査による正確、正当及び適正の確認。

5 検査の実施内容

検査の対象となった各会計・各基金及び歳入歳出外現金の現金出納事務について、それぞれ関係帳簿、証書との照合、その他通常すべき検査手続きを実施した。

6 検査の実施日程及び実施場所

実施日程：令和5年8月30日（水）

実施場所：国見町役場 3階 委員会室

7 検査の結果

(1) 現金の出納状況

検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により、検査をした限りにおいて、各会計、各基金及び歳入歳出外現金とも計数上の誤りは認められなかった。

(2) 指摘事項

水道事業において、給水停止をしていたのに水道料金システムの給水停止を行っていなかったため、料金を多く徴収していたことが判明した。

今後、確認の徹底に努められたい。